定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査 基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

企画部 分

令和5年8月29日

佐世保市監査委員 宮 﨑 祐 佐世保市監査委員 本 村 泰 佐世保市監査委員 赤 瀬 隆



5 政第 2 9 3 号 令和 5 年 8 月 1 7 日

佐世保市監査委員 宮﨑 祐輔 様 佐世保市監査委員 本村 泰人 様 佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様

佐世保市長 方左 宮島 大典人 古

監査結果に対する措置について (通知)

令和5年7月6日付、佐世保市監査委員報告第3号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局 令和 5年 8月23日 第 号

措 置 通 知 書

企画部 地域政策課

報告を受けた事項

措置状況

1. 支出事務

① 佐世保市空き家等改修事業補助金において、内定者に対し、要綱第8条第1項で定める内容変更に係る手続きを行わせないまま交付決定を行っているものがあった。

当該事案は、佐世保市空き家等改修事業補助金交付 要綱に変更承認申請手続きの省略について規定がない にもかかわらず、交付申請時において、内定通知の補 助金算定額から増額があったことは認識していたもの の、課内協議の結果、軽微な変更であると判断し、変 更承認申請をさせることなく交付決定の手続きを行っ ていたものです。

今回の指摘を受け、令和5年4月18日に課員全員に指摘内容を共有、令和5年5月12日に課内協議を行い、要綱第8条第1項の規定について共通認識を図るとともに、今後内定から内容変更があれば、変更の大小にかかわらず変更承認申請を提出させることとしました。

今後の補助金交付事務については、当該要綱及び上位規定である補助金等交付規則の規定を確認し、手続きに遺漏が生じることの無いよう十分に留意しながら事務手続きを行います。

② 佐世保市住宅新築・購入助成金ほかにおいて、佐世保市補助金等交付規則第 19 条で規定する別の定めなく、同規則第 11 条第 1 項の実績報告及び同規則第 12 条の確定通知を省略していた。

これらは、補助対象となる負担額の実績に基づいて 交付申請がなされるため、あらためての実績報告の提 出や補助金額の確定通知が不要であると判断し、実績 報告等を省略していたものです。

補助金等交付規則第19条(補助金等の交付手続きの特例)では、実績報告や補助金額の確定通知手続きを併合又は省略するには、別途要綱に定めるところより可とする旨を規定されていますが、制度開始時からこの認識が不足していたことが原因であると認識しています。

今回の監査を受け、令和5年4月18日に課員全員 に指摘内容を共有し、理解を深めるため内部協議を行 い、1要綱を除き、令和5年6月9日付けで各補助金 要綱に実績報告等を省略する規定を追加する改正を行 いました。

また、残り1要綱についても、本年度末の実績報告 及び確定通知に向けて適正な運用にあらためることと いたしました。

	<u> 正岡印 </u>
報告を受けた事項	措置状況
	今後、要綱制定あるいは改正にあたり、必要に応じ
	て総務課にも確認を行い、担当者以外の複数人で確認
	検証するなどの再発防止を図るとともに、補助金等交
	付規則に即した規定となっているか、要綱規定と意図
	する運用が一致しているか、事務効率を考慮できてい
	るか、の3点について確認を徹底します。
	The state of the s

企画部 文化国際課 報告を受けた事項 措 置 状 況 2. 財産管理事務 ① 寄附に係る受入れにおいて、佐世 事務処理規程の認識不足により、寄附の受入れに関 保市事務処理規程第6条で「…市長」する専決事項について意識がなく、課長決裁としてい 決裁事項、部長専決事項及び課長専たものです。 決事項以外の事項は、副市長の専決 今回の指摘を受け、令和5年4月21日付で決裁の 事項とする。」と規定されているにも 遡及処理を行い、総務課へ「事故報告書(確報)」を提 かかわらず、副市長の決裁を受けて 出しました。 いなかった。 今後は、誤りを繰り返さないよう、起案時に担当及 び決裁者が専決区分表をその都度確認し、財産管理事 務について、適正に事務処理を行うよう課内で周知徹 底しました。